

科学研究費成果報告書「近現代日本の政策史料収集と情報公開調査を踏まえた政策史研究の再構築」(基盤研究(B)(1)、代表者伊藤隆平成15・16年度、代表者伊藤隆、課題番号:15330024)より

3. 井口 治夫氏

いぐち・はるお 名古屋大学大学院環境学研究科助教授

日時: 2003年7月15日

出席者: 伊藤隆 武田知己 小池聖一 有馬学 井上寿一 奥健太郎 村井哲也
黒澤良 村上浩昭 河野康子 児野道子 矢野信幸 佐道明広 鹿島晶子
西藤要子 鈴木宏子 佐藤純子

佐道 それでは6時を15分ほど回りましたので、そろそろ第3回戦後史料研究会を始めたいと思います。きょうは、井口治夫先生に「木内信胤と外国為替管理委員会—1950年4月～7月 外為委員会議事録を中心に—」ということでご報告いただきます。では、よろしく願いいたします。

井口 木内文書に関しまして、1950年の4月から7月の部分の議事録をコピーして読ませていただいた次第です。確か昭和24年の2月か3月だったと思いますが外国為替管理委員会が発足しておりまして、それ以降の議事録があったとすれば、その議事録は現時点においては木内文書のほうにはないということを矢野(信幸)さんから以前伺いましたが、昭和25年の部分に関しても一応これが総てですよね。

矢野 一応、ある分に関しては。

井口 ある分に関しましては。

矢野 ちょっと量が少なかつたと思うんですけども。

井口 ただ、私にとっても、実はこの昭和25年の議事録は読みごたえがあるというか。どういった意味で読みごたえがあるかという、非常に技術的なものが多いので、初め一読したら、自分自身ちょっと居眠りをしてしまいました(笑)。ちょうどアメリカで学会報告した翌週ぐらいに帰って来て、まだ時差ぼけだという問題もあったんですが、これじゃいかんと思って、それでもう一回、何回か読み直した上で、きょうの発表において一つの限界といいますのは、この議事録に出てきます法令とか、改正案の具体的な内容について、私自身まだ現時点においては把握してないところがあります。

この議事録そのものに関しては、どういったものをピックアップして指摘できるかという、私がタイプした3ページ目の下半分のほうに「議事録」と書いてありまして、たとえば冒頭の「4・5」というのは1950年(昭和25年)4月5日という意味での記述なんですけど、このように列挙していった次第です。こういった政令の案、たとえば4月8日の為替特別会計施行令とか、具体的な内容についてはまだちょっと突き合わせ作業をしてないところもありますが、実は

議事録そのものが、ちょうどまさしく木内信胤を委員長とする外国為替管理委員会が実態を伴った行政委員会として稼働しだした時期でして、対外的には前年から始まったドッジラインの政策の一環として、日本を自由貿易体制に組み込んでいく、そのコインの裏側として国際金融システムに日本をもう一回つなげ直す、その一つの役割を果たし始めたのがこの外国為替管理委員会です。

そういった意味では、この議事録の中に在日の外国の銀行、主にイギリスとアメリカですけれども、アメリカのチェース・マンハッタン銀行とか、シティバンクと取引関係を築いて、「こういう手数料体系でやっていきましょう」と。外国為替管理委員会側としては、「この問題に関しては、手数料をまけろ」という交渉もしたりして、それからより厄介な問題としては、ポンド圏との取引に関しては、終戦直後はイギリスの経済が破綻状況でありましたので、極めてまだこの時点においてはポンドそのものが他の為替通貨と自由に交換できるような性質のものではないので、その場合、ポンドを円、あるいは円をポンドにするという取り決めに関してはドルとは別扱いしなければいけないので、その点をめぐって、たとえばイギリス系の銀行とやりとりをする。そういった技術的なものが多い。ただ、これは逆に冒頭で申しあげましたように、戦後、日本が長く閉ざされていた国際貿易システムへもう一回日本をくっつける、その技術的な部分を外国為替管理委員会はかなり頑張ってやって来ているなという、それが読んだ上で受けた印象の一つです。

レジュメ 3 ページ目の下の議事録のところで、外為委員会が「横浜正金のような機能？」というクエスチョンマークですが、これは外国為替管理委員会の議事録を読む限りにおきましては、まさしく木内がかつて仕事をしていた横浜正金銀行のような機能を外為委員会が果たすように模索しているという側面があったのではないかなと、一つはそういう印象を受けるところであります。あとは、この外為委員会が発足した時点から、たとえば通産省、大蔵省、日銀との事務的な、あるいは政策的な面における管轄の争いというのは、付きものとしていろいろ出てきているわけですが、これに関しましてはこの議事録を読んでいる限りにおいては、大蔵省あるいは日銀との、とくに事務関係での管轄をめぐるとつばぜり合いとか、せめぎ合いというものも読み取れると。

あと、冒頭いきなり細かいことを話すのはどうかなと思ったところがあるんですが、たとえばこの議事録の 5 月 18 日の部分に、「管理法八条改正の件」というのが出ていますが、これは議事録を読んでおきますと、通産省が管理法の八条を乱発し過ぎているので、これが問題だということで、ただ申しわけないですが、八条そのものに関して、私は具体的にはフォローしてないので、これ以上の言及は現時点においては私自身できないところなんです、要は外為の規制に関して他省庁との政策上の整合性をつける、ただその場合、外為委員会がどの程度、政策面において外国為替管理において主導権を握れるか、その話との関係じゃないかなという気がします。

また具体的にこの議事録に出てくる事項に関しては、時間を見ながら個別的に紹介していければと思いますが、初めはマクロ的にこの議事録が記録される段階までの日本国内における外国為替管理委員会の位置づけと、外為法、そして外為法と密接に関係のある外資法をめぐると

日本国政府の動向について言及したいと思います。何故かといいますと、私自身、議事録を理解していく上では、やはり昭和 24 年の段階において、だいたい外国為替管理や外資導入に関してどういう状況であったのか。とくに、きょうの話はその前者、外為との関係なんですけれども、そこで私自身、この議事録をより理解する上で取り急ぎ拾い集めましたのが、一つは私がタイプした 1 ページ目の『渡辺武日記』ですね。

それから、レジュメ 2 ページ目の下のほうに、これは確か 1998 年に出版された本でして、ドイツ日本協会が出版したアメリカ人の執筆者による本で、英語の本ですが、『日本の外資法の起源 (The Genesis of the Japanese Foreign Investment Law of 1950)』、これが Richard W.Rabinowitz という、まだ御元気でしたら 79 歳ぐらいの元弁護士の方ですが、対日経験もある程度あったようでして、戦後はとくにアメリカの企業などの日本でのビジネス活動に関する法務関係の弁護士として活躍していたようです。これは、この本の後書きを読んだ上でわかったところなんです。

この Richard W.Rabinowitz の本を参照にしましたし、それからあと、以前 Rabinowitz の本を読んだ直後に、3 年ぐらい前に渡米しまして、アメリカのメリーランド州カレッジパークにあります米国国立公文書館で占領期の為替問題に関する史料を一部集めまして、まだ実はこれは網羅的に全部集めているわけではないのですが、その中から木内の外国為替管理委員会が関係している史料を一部、きょうはコピーした後で回覧したいと思います。これは、実は皆さまにコピーしてない状況ですが、回覧した後でまたこれに関する解説、確かレジュメ 2 ページ目だっと思いますが、それに関する史料紹介ということで言及しているかと思えます。

それから、Rabinowitz の本はコピーライトの部分を読んでいますと、「あらゆる複写を禁ずる」といっているんですね。元弁護士で、まさしく外為法の研究あるいは外資法の研究をやっているだけあって、コピーライトに関する解釈をかなり包括的に書き上げているところもありまして、コピーそのものを皆さんに回覧すること自体、違法行為なのかどうか、私自身、昨日の夜ちょっとおびえたところもあるんですが（笑）、まあその程度は別に、そんなことがあったらなんにも本をこの世に紹介するはずもないですし、国際文化会館の月報だったと思いますが、そこでわざわざ日本の読者に「この本が出ました」というのを日本人の知り合いの方を通じて紹介してもらうような行為はしないと思いますので。ただ、その本自体は実はノートとか文章の面でかなり不完全なところがありまして、それをご本人はいろいろ指摘されるのが苦しいということもあって、そういうコピーライト面においては一応文言上は厳しいものを書いたのではないかなと推察します。

この本自体、実は外資法や外為法をめぐるアメリカ側の史料ですね。とくに経済科学局と、それから必要に応じてアメリカ政府ですね。ワシントン D.C.の関係するアメリカ政府の省庁関係の文書で、こういう日本の外為法、外資法に関して有用なものをかなりピックアップして扱っておりますし、それからあと日本の国会図書館にもあります、主に昭和 22 年あたりから昭和 25 ~ 6 年頃までの外為あるいは外資関係の一次史料、二次史料もかなり拾い集めていますので、この本を解体していくと、史料面においては結構得るものが大きいところがあります。これに関し

まして、後でまた回覧いたします。

それで、まず冒頭から入っていきますと、1 ページ目の真ん中に、これは『渡辺武日記』から抜粋したものです。ちなみに、この『渡辺武日記』の該当部分に関しましてはレジュメの1 ページ目で紹介して、それ以外は1 ページ目にも記載されているように「別紙」ということで記入している場合もあります。まず話の出発点としては、これはすべて 1949 年の渡辺氏の日記の該当部分です。

49 年 10 月 10 日に入りますと、Allison というのは経済科学局の財政課長代理でして、これは確かレジュメの2 ページ目か3 ページ目に記述をしましたが、「外国為替管理について大蔵省の提出した意見は、自分の考え方を十分に了解せぬものであり不満であるとし、大蔵大臣の直接会見を望んで居た。本日 IMF（国際金融基金）の人が来た由」と記載されているのですが、これは何を物語っているかといいますと、外国為替管理委員会が発足して既に7 ヶ月ぐらいたっておりすけれども、この外国為替管理をめぐる政策面において大蔵省がかなり、初めから外国為替管理委員会のセットアップが行われることについて、あんまりいい顔をしてないわけです。反対だったわけですが、占領軍のほうとしては、経済科学局の Allison あたりは、むしろ独立行政委員会のような外為委員会を中心に、この外国為替管理を推進していきたいという意向でしたので、これが一つ、この部分を読んでいてもそういう文脈で読み取ることができるのではないかなと思ったわけです。

実は、この IMF というのが外為法の作成関係で重要でして、外為法に関しましては2 ページ目の下から3 ページ目の上に記載しております。これは、Rabinowitz の本の中から出てくる二次史料や一次史料をベースに話しているわけですが、誰が外為法を作成したのかということについて、これは先ほど申し遅れましたけれども木内氏の回顧談というものがあるわけです。これは2 ページ目の上ですね、木内信胤「終戦直後の涉外為替行政」。これは、『ファイナンス』昭和 46 年 11 月号、これは前回の会合の時にコピーをいただきまして、私は非常に感謝している次第ですが、この部分では外国為替管理法の作成に関して、誰がこれを執筆したのかということについては、一応日米合同であるという点は木内の証言によってはっきりはしているのですが、ただ外為法の内容そのものについて、誰がはじめイニシアティブをとって書いていったかという話になりますと、2 ページ目下の Rabinowitz のほうに書いてありますのは、たとえば2 ページ目のいちばん終わりに H.Miura ——実は、これはおそらく日本の論文で私自身まだチェックしてないのですが、『一橋研究』90 年の第 1 巻に出ているようで、「戦後日本の産業政策」を Rabinowitz は引用しているわけです。この三浦氏の論文によると、Mladek がこの外為法の策定においては決定的な影響力を与えたということを話しているわけです。

この流れですが、外為法に関する流れは3 ページ目の上ですね。Rabinowitz の本に紹介されているものでして、John O.Haley という方が 94 年にオックスフォード大学出版会から出した本で、『権限なきパワー：法律と日本のパラドクス』ということで、日本の政策面における法律の役割に関する考察のようでした。実は私、まだこれを一読してないところで、本日インターネットの中古書サイトからこれを発注して、3～4 週間後ぐらいには読み始めたいと思っていますと

ころなんです（笑）、夏休みの宿題ということです。

ただこの Haley の本、Rabinowitz はかなり使っているところもありまして、Mladek の案というのが——これは Mladek が 49 年の 10 月半ばに来日しまして、この人は亡命チェコ人でアメリカに帰化した人物ですけれども、Mladek はまずアメリカのほうの案を日本側に提出しまして、この案をもとに日本国政府が対案を出して、その次の段階になりますと日本国政府と S C A P の合同作業委員会というのが発足しまして、この合同作業委員会というのは S C A P の経済科学局、それから Mladek、それから I M F からは、当時 Mladek とともに Wichin というアメリカ人が、この外為法の案をつくる一環として来日しております。この E S S と、Mladek、Wichin ですね。E S S から何人かというのは、ちょっと書いてなかったのですけれども、複数ではなかったかと思えます。それから日本側は、法務省三人、通産省二人、経済安定本部二人、それから外為委員会が二人で、大蔵省は一人。大蔵省は、どうも渡辺武が当時財務官ですので、ここに加わっていたようです。渡辺武の『占領下の日本財政覚書』というのが 1966 年に出ておりまして、実はこれもまだ私、読んでないということで、これもまた私にとっても宿題でありますけれども、ここの作業部委員会を経て国会に提出されると。

国会においては翌年の春、確か 5 月だったと思いますけど、5 月に可決された外資法と同様に、この外為法は 49 年（昭和 24 年）の 12 月に国会において可決されますけれども、国会においてはまったく実質的な審議はなくて、法案そのものが即法律になるというような事態でした。ですから結局、作業部会にいたるまでのワーキング・レベルにおける原案づくりもすべて決まっていたということです。

先ほどの 1 ページ目の『渡辺武日記』のほうに戻りますが、昭和 24 年 10 月 13 日の記述ですが、「International Monetary Fund より、去る 10 日 Wichin 氏が来日して、月曜日には Mladek が来る」という記述でして、ここでおもしろいのは、「為替管理に関していろいろ指示をするはずである」と。これは私が下線を引いたのですけれども、「余は、アメリカは為替管理に経験なく日本はその経験あり、open mind に日本側の考え方も聴取されるようにということを、自分は伝えた」と書いてありますが、これは最終的には、実は外為法に関しては、運用はまったく日本国政府の官僚に任せちゃうという点では、日本側の官僚がその運用において主導権を握っていくわけではあるのですが、為替管理の経験に関してアメリカがなかったかということ、実はかなりの経験が豊富であると。

これはレジュメ 1 ページ目の上を書いてあります英文の本ですね。Emily S. Rosenberg というアメリカ外交史の研究者が書いた "Financial Missionaries to the World" ということで、要は 19 世紀の終わりから 1930 年頃までのアメリカが、占領下あるいは占領下などに置いていた西半球の地域で行った様々な経済改革に関する経緯を歴史的に考察しております。たとえば、ドミニカ共和国の通貨改革とか、ドミニカ共和国が財政破綻していますのでその財政の建て直しとか、その他、西半球、カリブ海、メキシコあるいは中南米の諸国において、アメリカが保護占領などにより影響力を行使した地域で行った経済改革。この経験は、実はアメリカは経験豊富でして、その経験があったからこそ、逆に国際通貨基金を立ち上げた段階において、イギリスのほうは当

初、「うちは頭脳を持っていて、アメリカのやつさんたちは金を持っている。だから、あいつらをうまく利用するんだ」というようなことをブレトンウッズ体制が立ち上がる 1944 年の時点において、当時イギリスの大蔵大臣でありました **John Maynard Keynes** は同僚にそのようなことを漏らしておりましたけれども、実際そういう国際機関における経済改革を推進するだけのノウハウと蓄積は、少なくともアメリカが 19 世紀の終わりから帝国主義化する中でかなりノウハウを蓄積したという経緯があります。ですから、その文脈で **Mladek** や **Wichin** の来日を歴史的にはとらえる必要があるのではないかなと。

ただ、渡辺さんはこの動向については、保護占領下においた地域についてどのように思っていたのか、僕はちょっとよくわからないのですが、確かに日本側はもちろん、木内は南京政府において経済改革を行っておりましたし、渡辺さんも大蔵省を通じてそういう経験を蓄積されてきたのではないかなと思いますので、もちろんアメリカ側のペースだけには乗るまいという、それは日本の国益を考える上で当然の発想かと思います。その点、最終的には日米の外国為替管理の運用をめぐる日米の攻防が繰り広げられるようになってくるということになるわけです。ただ、そこから先の為替管理委員会の昭和 24 年 10 月から 11 月にかけての『渡辺武日記』の部分が、この **Mladek** 絡みと密接に関わる部分なんですけれども、ちょっとその前に別紙 5 を通じて言及してみたいことがあります。

外為委員会の発足に関しましては、渡辺武は当時は確か大蔵省の渉外部長だったと思います。財務官になるのは昭和 24 年 6 月ですので、それ以前は具体的に役職を失念してしまったのですが、大蔵省の対占領軍の窓口としてここで活躍していらっしゃるようですが、ここで外国為替管理委員会につながるようなものを、**Allison** を初めとする占領軍の当局は考えているということが、昭和 24 年 1 月 28 日の段階でわかってくるわけです。

それから今度、1 月 31 日になりますと、ここに書いてありますように「**Cohen** より為替管理委員会の指令が近く発出について話あり」ということで、為替管理委員会がいよいよできるような方向になってくるわけですが、渡辺自身 2 月 19 日になりますと、ちょうど **Dodge** が来日した直後ですが、「**McDiarmid** 氏、**Dodge** 一行と共に来朝するにつき面会」と。それで「外資委員会と為替管理委員会との関係」——外資委員会というのは確か経済安定本部内に設置されていたと記憶しておりますけれども、これはアメリカ側の S C A P 内においても、経済科学局を中心として外資委員会というのでできておまして、日本サイドは別途日本サイドの外資委員会がありまして、この二つが昭和 24 年の初頭において外資の扱いをめぐるいろんな議論を繰り広げていくわけで、それがその後、この外国為替管理法が 49 年の 12 月に国会で可決されたあと、今度は翌年の 1 月から日米双方の外資委員会が中心になって、今度は外資法の制定作業が行われて、それが最終的に原案ができるのが昭和 25 年 2 月の終わり頃で、それについて後で閲覧する史料と関係がありますので、それは別途閲覧用に回します。

これに関して、渡辺氏も「外資委員会と外国為替管理委員会との関係、貿易資金の黒字の処理、アメリカ民間人の日本における経済活動等に関して、余より意見を申し述べ」と。これについて、本当はもうちょっと具体的にどういったことを述べたのかということは、私自身も把握したいと

ころなんです、これに関してはまた今後の宿題ということで。ただ、もちろん渡辺氏は大蔵省での為替問題や国際金融に関する知識をいろいろ持っていらっしゃるわけですから、当時の渡辺構想というものがどういうものであって、あるいはそういう構想そのものがあつたのか、あるいは渡辺氏のこういう問題に関する見方を把握して、それとまた木内が描いている構想とを比較していく必要があるんじゃないかという、その観点からもちよつとこれを別紙という形で紹介している次第です。あと、為替委員会の人事などについて各方面と協議しているというところです。

今度、2月23日になります。もうこの時点になりますと、どうも既に木内信胤は外国為替管理委員会の委員長に就任しているわけですが、ここで興味深いのは、これは外国為替管理問題とは直接は関係ないんですけれども、しかしながら表裏一体の関係にあるお金の流れと物の流れという観点で、要するに国家間の商品の流れの問題に関しまして木内はどのような関わりをしていたかというのが、一つかいま見れるところがあります。それは、首相官邸において日本のタバコの専売公社の問題ですね。これをもつと規制緩和化する形で、外資系のタバコ会社が日本国内に入り込めるように工夫できないかということ吉田茂首相自身考えております。英米タバコ会社の代表が来日してござりまして、その人たちを首相官邸において紹介したのは他ならぬ木内信胤氏でありまして、吉田首相はこの英米タバコ会社の代表に対して、今後押し進めようと考えている日本の貿易自由化の流れの中で、イギリス系あるいはアメリカ系の多国籍企業が商売できるようにすることで、それは日本の市場経済化にもつながるし、日本国内における民間競争を通じての経済の活性化にもつながるといふ発想を、首相として述べていると。

木内そのものは、こういった外国為替管理委員会の委員長になった時点において、既に吉田首相の比較的開かれた経済体制による日本の経済再建の模索について、かなりの理解を示していたのではないかなと思います。さもないと、次に話しますことがやや理解できないところになるわけです。ちょっとまた話がやや飛ぶのですが、これは外為委員会のほうではなくて外資委員会のほうに関する話でして、これから史料を回覧しますが、これは国立公文書館のカレッジパークでレコードグループ331、ボックス番号1040というのがありますが、これは昭和25年2月25日の時点で外資法の骨格がだいたい固まっているわけですが、それに関しまして外国為替管理委員会の見解というのは、送金問題に関しまして、要するに外国の投資家が日本国内で収益を稼いで、その収益を本国に円からドルに替えて送金する。この問題に関してはかなり柔軟的な姿勢を示しているのが、この外国為替管理委員会側の見解なわけです。

ちょうどこの見解が出た時期に、2月25日付の『日本タイムス』では、「近々外資法と外資委員会に関する法律案が日本の国会に提出され、その原案のままでこの法律が可決されれば、外資の日本へ入り込む度合いがかなり開放的なものになる」という報道が行われているわけですね。これは、この時点においては実は吉田内閣、少なくとも吉田首相とおそらく池田大蔵大臣も、この比較的開放的に外資を受け入れる路線を推進するために、外資法に関しては比較的、外資の受入れに関しては柔軟的であるようです。

それからあと外為法に関しましては、実は今このあとすぐ話しますが、法律そのものがかなり包括的で非常に何でもできるような法律でして、厳格に適用すればとことん厳格に適用で

きるという。これは後で話しますが、別紙史料に出てくる木内の回顧談にも出ているわけですが、それとの関係においては木内自身は外為法は比較的、外資がある程度入れるような形での運用にできないものか、という見解を持っていたのではないかと思うところがあります。要するに外為法をかなり厳格運用したら、この時点における外資法の案に添うような形での外為法の運用ができなくなるわけですから、当時の吉田内閣が意図している外資がある程度入りやすいような形での外資法というものが確立できなくなりますので。

それから、この回覧用の史料との関係ですけれども、ちょうど Mladek が来日する直前の昭和 24 年の 9 月の下旬、まだ外為法はこの時点においてできていないんですが、既に外為委員会の委員長の木内氏は経済科学局のフレイン・ベーカーに対して——フレイン・ベーカーというのは E S S の外資委員会の委員長ですが、彼に対して外為法の日本における外国為替の運用をどのように持っていけばいいのかという照会を、木内はベーカー経済科学局外資委員会委員長に尋ねているわけですが、これは昭和 24 年 9 月の下旬。

昭和 24 年 9 月 27 日のベーカーの木内に対する答えは、「法律そのものは要するにケース・バイ・ケースで運用するようなものではなくて、かなり包括的な法律を書き上げることを望みます」ということを話しています。これは暗に、その約 2～3 週間後に現れる Mladek の登場を暗示するような史料ではあるんです。ちょっとこれ、回覧用に回します。ですから、木内としては比較的、路線としては外為法の運用あるいは導入される外資法のあり方に関しては、吉田がこの時点においてとった路線をかなり反映する、あるいはその考え方に賛同するようなやり方で外為法を適用したり、外資法を実現させるという、そういう発想を持っていたのではないかと推察している次第です。

問題の外為法ですけれども、2 ページ目の上の木内信胤の証言が書いてある別紙 8 と別紙 9 の部分ですが、別紙 8 というのは証言の左下のほうに外為委員会が設立するまでの経緯が記載されており、この部分においては Mladek に関しての言及がありますが、法律づくりに関する委員会内の各省出向者の権限争いというものが、外国為替委員会の原案をつくる作業段階において——これは日本側の案をつくる段階における話かと思うのですが、かなり熾烈な権限争いがあったみたいで、木内自身も「もうついて行けなかった」というようなことを書いております。ただ一方においては、GHQ 内の外為法に関する専門知識の不十分さというものを木内自身指摘しております。それで、外為法が昭和 24 年の 10 月から 11 月にかけて作成される段階において、経済科学局財政課長代理である Allison はワシントン D.C. にこの内容について照会しておりまして、ワシントン D.C. から出た Allison の見解というのは、「為替管理は日本の国情に合わせるが、ただどこの国に当てはめてもよい、純理的に何でもできる為替管理法律をつくれ」と……確か「為替管理法」だったと思います、ごめんなさい。

これに関して、また今度、渡辺日記のほうに話が戻りますが、別紙 1 と別紙 3 が関係してくるかと思えます。要は、為替管理に関しては IMF そのものが雛型をつくって、いろいろな国の占領政策に使っているということを渡辺武が述べているのですが、そのことについて言及したかったのです。Mladek が策定しようとしている案については、Mladek はなにも日本だけにこうい

う雛型をつくっているのではなくて、各国に関して似たような雛型をつくっているということについて、渡辺武自身、指摘しているところです。

今度はレジюме 1 ページの 10 月 28 日の部分になります。ここで渡辺氏と Mladek、Wichin が意見交換していると。ちなみに Wichin のスペリングは、Rabinowitz のほうは Witchin なのですが、『渡辺武日記』のほうは Wichin になっていて、どちらが正しいのかまだ確認してない次第です。両氏とも国際通貨基金よりいま日本に来ているということで、ここで渡辺が述べているのは、「為替管理法運用上、円使用が望ましいとの話をしたところ、道徳的にいえば為替の闇を排除すべきだが、分量的にいえば大したものではないとも言える」というようなことを、どうも Mladek は言ったようです。

「ただし、司令部以外の人への円使用には同情的な考え方のごとくに見うけられる」という推測をしておりまして、要は為替管理に関しては日本側としては、円をドルにかなり自由に替えられると既に不足している外国為替がまた海外に流出しちゃう恐れがあるわけですから、経済政策面では産業の建て直しのために新重商主義的な政策を推進することにより、保護貿易主義的な政策を推進することにより、経済を建て直すという場合においては、ある程度為替の他通貨への——たとえば円からドル、あるいは円からポンドへの変換を押さえなければいけないという考え方を、当然政策決定者は持っているわけですが、渡辺氏自身もここでそういうことを強調したのではないかなと思うわけです。

ただ、先ほどから話していますように、木内自身この問題に関してはもうちょっと渡辺氏と比べれば柔軟的な発想をもっていたのではないかなと思うわけです。とくに円からドルへ切り替える話に関して。ただ問題は、まさしく外国為替法の運用をめぐる、一つは外国為替に関する予算の編成というものが、日本の貿易を機能させるために重要な問題として出てくるわけです。それは何故かという、輸出して外貨を稼いで、今度は必要な物資を輸入するとき外貨で支払わなければいけないわけですから、そのために輸出と輸入に関する為替管理は、集中的に管理を行っているということは、レジюме 2 ページ目の木内の証言ですね。別紙 9 にも出てくる問題でして、それは外国為替管理を運用する上では、外貨を輸出と輸入でそれぞれ集中管理することは想定していたと。

これは、まさしくそのようになっていくわけですが、ただ昭和 25 年 4 月から 7 月の議事録を読みますと、まさしく外貨予算というものが 3 ヶ月単位で、その時々貿易状況の見通しに基づいて次の 3 ヶ月間の外貨予算というものを編成していくわけですが、これはとくに日本が自由貿易体制から絶たれている状況で、しかも産業的にも弱い状況下においては、外貨予算をいかにして効果的に使うことにより日本の産業を建て直すかという、これは木内のように比較的柔軟的な発想であろうが、あるいは渡辺さんのようにより保護主義的なスタンスを持っている人であろうが、外貨予算というのは重要な問題であると思うんです。

ただし、木内自身この別紙 9 の証言で述べているように、外貨予算というものを制度化するような方向で当初から考えていたかという、そうではなくて、「とりあえず輸出したものに関してはそのうち代金が返ってくるから、それに対する集中管理を行って、だいたい将来的にこれぐ

らい稼げるから、その稼げるお金をもとにして大体これぐらいのものを買えるんだらう」という、よりアバウトな発想を持っていたのではないかなという印象を受けます。しかし、実際今度、外為委員会が昭和 25 年 4 月以降、どんどん活動を展開する中においては、かなりフォーマルに、厳格に外貨予算というものを制度化して運用しているということがわかります。

これが、外国為替管理に関する運用上の一つの重要な問題点になるわけですが、もう一つの問題点は、別紙 9 のほうに書いてあります雑送金の問題です。木内自身は、この外国為替法というものがあまりにも完全な法律であったと。それであったために、昭和 25 年の 7 月までこの雑送金、要するに輸出でも輸入でもない送金に関する外為規則をどのようなものにするか、意見が分かれてまとまらなかったと。7 月に入って、ある程度まとまってきたような話し方なんですけれども、ただそれでも本当にうまくまとまったのかどうかというのは、この証言だけではよく読み取れないところがあって、実際は個別にケース・バイ・ケースでやっていったのではないかという印象を受けるところもあります。ただ、これは 51 年の議事録とか、50 年 7 月以降の議事録を見ていかないと、この雑送金の問題がどのように取り扱われたかというのは、まだ解明できないところですよ。

しかしながら、この雑送金の問題というのは実は極めて重要な問題で、外為委員会というのは輸出と輸入に関する為替の管理というのはもちろん、これが非常に重要な問題ではあるんですけども、それと同時に先ほど話しました外資導入をめぐる外資法において、海外からの投資家——要するに多国籍企業であろうが、個人投資家であろうが、海外から投資を日本が募った場合、その投資で得た収益を外国人、あるいは外国籍の方、あるいは外国籍の法人が、主にドルに替えて、あるいは場合によったらポンドでしようけど、あるいは他の通貨に替えて海外に戻そうとした場合、この外国為替管理法に当然問題提起されてくるわけですし、木内や吉田首相は、海外への送金というのはある程度認めようという方向だったのでしようけれども、しかしながらこれが結局、運用上非常に厳しいものになっちゃうわけです。

木内も証言のところでは、雑送金の問題が実はちょっとこずったということで、かなりアンダーステートメントでして、私がこの雑送金という概念を勘違いしてなければ、これはまさしく外国から投資されたものの収益を、どの程度ドルやポンドとか外国通貨に替えて戻すことを日本政府が認めるか、という問題になるわけです。

実は、議事録との関係で言いますと、これは昭和 25 年（1950 年）7 月 1 日と 7 月 4 日に、**Motion picture** という日本国内で営業を展開している映画会社の利益の送金——これは 2 ページ目の真ん中あたりに手書きで書きましたが、**Motion Picture** というのはかなり利益を得ているんです。要するに、日本国内に営業活動に必要な物資をコストとして輸入した場合、今度それに基づいて得た収益というのは数倍に膨れ上がっているんですよ。それを、アメリカの映画会社側としては本国に送金したいわけなんですけれども、これにやっぱり「待った」をかけるわけです。

最終的には、これは運用上はある程度認める方向で落ちつくんです。ただ、議事録のほうを読んでいますと、外国為替管理委員会というのはこういう権限も持っているのかな、本当にこういうふうな運用していったのかなと思うところもあります。どういうことかということ、7 月 4 日の

ほうで落ちつくのでそっちのほうから話しますと、「Motion Picture の本国向け送金は規定の事実として外貨予算にも組んであるから、本年分としては 200 万ドルの送金を認める。将来の扱いについては、この事業の実態を調べて対策を考える」と。この実態というのは、どういうことが外国為替管理委員会の中で議論されたかということ、今後の一つの対案としてということで7月1日の段階、ですから7月4日においてはある程度認めようということになっているんですけども、その前には今後の対応策として、「映画料金を値下げするように圧力を加えようか」というような案でしょうね。それから、「それだけ儲かっているのだったら、かなり暴利を貪っているのではないか」ということですね。それからあと、「相当高額の税金（輸入税を含む）を課金しようかな」と。あるいは、「映画の輸入本数を制限するなどが考えられる」ということが、外為委員会の中でも議論されているんです。

これに関しては、映画関係はどこが所管しているか、ちょっと私はわかりませんが、おそらく産業ということでしたら通産省でしょうけど、通産省がもしもそういうことを知ったらかなりの問題になっていたのではないかなと。これは、推察ですけど。ただ、要は雑送金をめぐっては、実はこういう厄介な問題がいろいろあって、運用に関してはケース・バイ・ケースになっていったのではないかなという印象があります。

実際、木内や吉田首相が考えていたような外資法や外為法をかなり柔軟的に、すなわち外資が日本国内に入れるような、要するに直接投資がある程度入れるような柔軟的な運用を推進できたかということ、事態は朝鮮戦争の勃発でも急変して、それにより嫌でも日本は統制経済的な色彩を強めないと経済的に存続できない。非常事態に直面しちゃうわけですので、それにより逆に柔軟的なものはすべて保留のような状況になってしまうわけで、実際問題としてはその後どういう展開になっていくかといいますと、戦争が3年も続くわけで、その最中においてはやはり外国為替管理に関しては厳格な適用を行い、外商に関しては保護貿易主義あるいは重商主義的な政策を推進したがついている人たちの見解の一環として、外資がなかなか入りにくくするような運用方法になっていったと。

で、外資の運用に関しては、英文史料になっちゃいますが別紙6と別紙7ですね。これは、Mark Mason という方が書いた本よりコピーしたものです。これは、レジュメで言いますと2ページ目のいちばん上に外資法と外為法に関して Mark Mason という方が書いたほうで “American Multinationals and Japan: The Political Economy of Japanese Capital Control, 1899–1990” という本でして、結局は外資法の運用というのはこの別紙6の左部分の図のようになってくるわけです。ですから、外国の企業が日本で投資活動なり営業活動をしたい場合は、日銀に申請をして、外資に関する審議委員会というものを経て、通産省で持ち上がって、それがまた日本国政府……日本側の産業界側と通産省がやりとりした上で、またそれに基づいて通産省へ日本の産業界側からの見解が流れていって、そしてまた通産省MITIから外資審議委員会のほうに結論が流されて、それがまた日銀経由で外資あるいは外国の投資家のほうに、どういう結果になったかというのは伝えられる。こういうフローチャートがありまして、途中このプロセスにおいては大蔵省など他省庁も関与しているという図であるのですが、結局そういう運用方法に

なってしまうと。

別紙7の真ん中のほうには、日米通商航海条約が締結された後、アメリカの法人やアメリカの個人投資家が円ベースでは比較的自由に投資活動ができるという手筈になる方向だったのですが、しかしながら Mason 氏によると、この別紙7の左半分のほうに書いてある Mark Mason の見解というのは、「日米通商航海条約が締結された後、アメリカ側の投資家が日本国内において従来よりは自由に活動できるはずであり、外為法も円ベースでの投資活動であるならば、ある程度認めよう」という話であったようなんです、外為法の運用は。しかしながら、円ベースに関して許せるような外為法の法律上の解釈も封じ込められてしまったと。結局それ以降、さらに日本への投資ができにくくなったのではないかというような批判が、Mark Mason により繰り返り広げられているというところです。

実はこれから回覧しますのは本のコピーですが、Rabinowitz 自身も日本はもう当初から保護貿易的に考えていて、終始一貫そうであったということをこの本は主張しているので、その点においては僕はどうかと、首をかしげるところがあります。それは、実は河野（康子）先生の吉田首相の対外経済政策に関するご論文においても、吉田がある程度、開かれた貿易体制の中でいろいろ模索しようとしていた昭和24年から25年の論文がございますね。あれとの関係でも、この Rabinowitz の見解というのはちょっと首をかしげたくところがありますし、あと、いま回覧し始めたのは Rabinowitz の本の一部のコピーですけど、私自身も別紙の4のところに1ページしか記載していませんが、これは鮎川義介が吉田内閣における動向を反映、あるいは場合によっては吉田内閣の別動部隊として、日本の経済復興の一環として昭和24年の終わり頃から昭和25年の朝鮮戦争の勃発の時期まで日米合作の投資銀行を構想して、具体的にディロン・リードという大手の投資銀行と交渉していた。その論文の1ページ分が別紙4のほうです。

こういったことを考えますと、私自身の論文は実は河野先生のご論文のフレームワークをベースにして書いているところがあるのですが、いずれにせよ Rabinowitz や Mark Mason は、どちらかというところ「日本は、終戦後は一貫して排他的な貿易政策、経済産業政策を推進してきて、殻に閉じこもっていることで、いわゆる新重商主義的なものをずっと一貫して推進してきた」という書き方をしているのですが、これにちょっと異論を唱えたいと。

何故、日本がそういう保護的なほうに走らざるを得なかったかというところ、それはやはり GATT 体制、関税と貿易に関する一般協定に関しては英連邦からいろいろ疎外されて、なかなかそっちのほうに入れなかったというところもありますし、それからあと朝鮮戦争が勃発したことにより海外からの投資家もなかなか募ることができにくくなっていった。比較的開放された形による経済発展を促すような外資法や外為法の適用のシナリオというのは、朝鮮戦争という非常事態に直面する中で、結局そういう解釈に基づく法適用は無理になったということになるのではないかと思います。

最後に、議事録のほうに少しコメントを移したいと思いますが、Mladek もこの Mladek 報告書を作成した段階においては、要するに Mladek 報告書ができたのが昭和24年11月の中旬ですけれども、Mladek 自身は、この外為法に関しては、柔軟的な適用。要するに、「閉鎖的な日

本の経済体制を目指すのではなくて、ある程度開かれた経済体制になるような法適用を目指すべきだ」ということを強調していたわけです。しかしながら Rabinowitz によりますと、外資法が昭和 25 年の年初において作成される段階においては、Mladek の報告書を参考にはしているのですけれども、その Mladek の文言の部分は史料からは削除されているということは、逆に Rabinowitz から言わせると、「そういうシナリオを日本側は考えてなかったからじゃないか」という、そういう解釈論を展開していますが、ただ、そこはまだ議論の余地があるんじゃないかなと思うわけです。

今度、議事録のほうに関しては 3 ページのレジュメの下半分のほうですが、昭和 25 年 4 月 5 日、許可証金を超えて輸入をした場合に関しましては、「ある程度認めてもよい」という見解なんですけど、しかしながら 4 月 6 日には、この件に関しては「厳格な審査を行った上で承認を行う」ということで、法適用に関しては輸入の外国為替の集中管理に関して、ある程度柔軟的には考えてはいたようですけれども、しかしながらあまり例外を許してしまうと外国為替のバジェット（予算）の観点から問題をきたすので、「厳格に審査をすべきだ」ということになったようです。

それからあと、4 月 8 日の段階になりますと、これは結局、大蔵省との管轄の問題なんですけど、国際収支の統計に関して議事録の記録がありますが、為替特別会計施行令の件で大蔵省との争いがあります。これを読みますと、「特別為替会計の運営については、甚だしく支障をきたすことになっている」というのは、大蔵省との管轄をめぐるそのような問題に直面しているからである、ということのようです。これについて、「早く問題解決してもらおうべく大蔵省と総理大臣が協議して行うことで決着をしてもらいたい」というようなことを書いております。

管轄をめぐる問題というのは、レジュメ 3 ページ目に S C A P の R. Neptune という人の書いた覚書というのが書いてありますけれども、要するに外国為替管理委員会と他省庁との権限争いという問題があって、それに関して外国為替管理法の日米合同の作業部会の委員長であった Ryder 中佐が、「この問題に関しては、日本国政府の Cabinet Order(政令)により、ケース・バイ・ケースで対応する。特定の問題に関してどこの省庁が管轄するかは、この政令によりいろいろ決着をつけていこうではないか」という話でして、ちょうどいま話した 4 月 8 日の、為替特別会計の施行令に関する大蔵省と外国為替管理委員会との問題というのは、それと関係する管轄をめぐる問題であるわけです。

あとは国際収支統計に関しては、大蔵省としては「できるだけ理想的なものをつくりたい」と言っていますけれども、しかしながらこういった国際収支統計のとりかたに関しては、大蔵省と外為委員会との間ではどういうふうにして、どういう手順でこの作業を進めるかと。要するに、統計のとりかたや、誰がどこで行うかということで、まだ争っているようです。

こういったことが見られますし、あと他には 4 月 13 日には管理法政令起案の件や、日本側為替銀行の取り扱い——日本側の為替銀行の取り扱いについては、「あまり甘やかさないようにすべきだ」というようなことを言っております。

あと、他に 4 月 15 日の外貨資金集中政令の件。銀行に対する通牒に関しては、「行政的なものは外為委員会が直接出す」というようなことを、外為委員会は主張しております。

それから4月16日は、外貨資金集中政令の件について。これは、政令の制定のあり方に関して話しているわけで、4月18日の「訴訟が起きた場合」というのは、この訴訟というのはどういう意味の訴訟かというのは、議事録を読んでいると、ややわかりにくいところがあるわけです。それは、レジュメ2ページ目の木内の証言 別紙9の最後のほうに、行政訴訟ですね。審査に関して外為法に基づく審査が行われた場合、「再審査を要求する行政訴訟の手続き」というものが外為法の中に書いてあるわけですが、しかしながらこの外為法が導入された直後においては、しばらく——少なくとも占領期において、この条項を使用して行政訴訟に踏み切った日本人が誰もいなかったということについて、占領軍の役人は、「日本人というのは、法律的なものを何でもっと活用しないんだらうか」と、首をかしげていたようです。

それと関係しているのかどうかというのは、まだちょっと調べなければいけないんですが、この訴訟をめぐるのは、終極においては外為委員会と司令部が最終的に責任をとるような書き方をしているわけです。ただ、この訴訟というのはどういう時の訴訟を想定しているのかというのは、議事録だけだとちょっと読み取りにくいところがあります。片方としては、「外国為替銀行が絡むかもしれない」というようなことは書いてあるのですが。

あと4月27日のコットン・テキスタイル勘定というのは、当時、日本が大量に綿花を輸入しているわけですが、この勘定は集中制度からは、外国為替管理の持ち高集中とは別個扱いにしようということになります。

あと4月28日、ポンド取引と持ち高集中に関しては、ポンドは先ほど冒頭に話しましたように、ドルとは違って弱い通貨というか、ブレのある通貨だということもあったのでしょう。この持ち高集中制度との関係では、いろいろと例外を認めていこうではないかというような方向です。

5月8日の **Convertible Yen**、これは要するに円からドルに替えられるような円ですけれども、この扱いに関しての話がありますが、どういうものを **Convertible Yen** にするのかという話です。ただ、どの程度円からドルに替えることを許そうとか、そういう具体的な話は残念ながら、そこに言及がないわけです。

6月9日においても、いわゆる **Convertible Yen** というのは何かという、そういう話が出ていますが、さらに踏み込んだ話は残念ながら存在していないわけです。

それから、7月4日の外為委員会設置法改正や、7月11日の外為法の設置委員会の改正に関しては、これもやはり設置に関しては大蔵省などいろいろな協議していくような話し方として、この設置法の内容に関しては今後見ていかないと、本当にこれはどういう意味なのかということがわからないですが、要は他省庁との管轄の調整を伴うような話であるようです。

7月11日には、「設置法改正に関しては、今日中にも各省庁と折衝した上で、岡崎官房長官に総理府の外局である外為委員会の責任者として、委員長より夕刻、起案を依頼する」というようなことが書いてあります。とくに大蔵省SCAPなどと掛け合っているということがわかるわけですが、ただ設置法の内容について見ていかないと、どういう文脈でこういうことが、その設置法の他省庁との調整の具体的な内容に関しては、原案を見ないとわからないというところがあるわけです。

非常に大幅に時間を超えてしまいましたけれども、とり急ぎこれでお話のほうを終えたいと思います。

佐道 どうもありがとうございました。ご質問等あれば、どうぞお願いします。

伊藤 河野さん、どうですか。

河野 ちょっと伺ってわからなかったのですが、レジユメ 3 ページ目、John O.Haley の著書の「Mladek 案が日本国政府案になって」というところがありまして。

井口 ごめんなさい、Mladek 案が日本側に提出されて、それをもとに日本案が策定されて。

河野 その 2 行下ぐらいに、「大蔵省一人一渡辺武か」と書いてありますが、これは武ですか。マコトではないですか。ちょっとまだ私も確認……。どうなんでしょうか。

井口 マコトかもしれない。確か T・渡辺となっていたと思うんですよ。回顧談のほうですね。史料としては、「占領下の日本財政覚書」をベースに。

河野 それを使っているのだったら、渡辺武ですね。

井口 ただ渡辺武自身、年末になっちゃいます。この日米作業部会は 11 月の段階での話です。作業部会というのも、私が勝手に造語でつくって、本当の正式な委員会の名称というのは実はまだ存じ上げてないところなんですけど、とりあえず日米の合同作業委員会と書きちゃったんですけれども、これに関しては……。

河野 その John O.Haley の本では、T・渡辺となっているということですね。

井口 Rabinowitz の本で、Rabinowitz は、「John O.Haley がこれを使っている」という書き方だったので、Rabinowitz 自身もこの渡辺氏の記事を読んでいるみたいです。

河野 というのは、この「占領下の日本財政覚書」で書いているということですね。

井口 書いているようです。

河野 わかりました。どうもありがとうございました。

井口 Mladek の案というのは骨子だけでして、あとは具体的な内容は、要するに細かいところは政令などで運用でやっちゃうということで、「大枠はこのように決めよう」という発想だったのですが、日本側にこれを回したあと、3 ページ目の下に「SCAP、LS、R.Neptune GS への覚書」というのがありますが、49 年 12 月 1 日——これは、日本の対案というのは米国案と違い詳細が細かいということで、それでむしろ批判しておりまして、要するに SCAP 側の意図としては、「かなり包括的であるけれども、あんまり細かい法律にして、あとは法の解釈は運用で対応しようではないか」ということだったのですが、ただ木内の回想録のほうを読んでいますと、「かなり純理的なもので、あらゆるものに対応するものをつくれといったので、日本側はかなり細かいものをつくっちゃった。その結果どういう弊害が起きたかという、むしろ柔軟的というよりは、かなりリジッドな堅い法律になっちゃった」ということを木内自身、この回顧談のほうで暗に言っているのではないかなと思います。

河野 あと、ちょっとお話の筋とずれるかもしれませんが、R.Neptune の Memorandum の中で 2 行目のところ、「FECB (外為) 対省庁の権限争い」というところがありますね。この実態なんですけど、結局大蔵省と通産省と安本が入っていて、この外為委員会になりますね。アメ

リカ側が外為委員会に求めた性格というのは、先ほどのお話でもおっしゃっていたと思いますが、行政委員会的なものを考えていて、その内容というのは党派的な対立を受けないで中立の、しかも強力な調整力を持つ行政委員会という意味を込めていたと思うのですけれども、他方でここに入ってくる省庁の中でも、おそらく経済安定本部にもそういった総合調整能力というのが期待されていたのではないかという気が。

井口 経済科学局のほう？

河野 いやいや、経済安定本部。

井口 日本国側での話ですね。

河野 そうです。つまり、Mladek が来る時の状態というのは、日本の各省庁間の権限争いが、もうアメリカ側も收拾できないぐらい熾烈になってしまったので、IMFから連れてくることによってそれを何とか円滑に進めていかないと、もうIMFのほうでは日本は為替ルート一本化をしたし、時間的にもかなり早く、先ほどおっしゃった言葉でいえば国際経済秩序の中に日本経済を引き寄せたいわけですね。だけど、権限争いで進まないというところでMladekがIMFから来ていると思うんですが、その進まなくなった実態というのを、もう少し教えていただけると。つまり、総合調整機能というのを外為委員会が持つのか、安本が持つのかというところあたりは、どうだったのでしょうか。

井口 これ、ヒントになるかどうか。『渡辺日記』のほうでは、「総司令部の意向を反映するために外為委員会を必要としているんだ」ということを書いてありまして、それについて内心、かなり批判的。

河野 別紙3の『渡辺武日記』の11月12日で、渡辺武の意向としては、「別に日本国内で他官庁と対立していない」と言いたいわけですが、実態は？

井口 R.Neptune の覚書においては、日本の外資委員会というのは確か安定本部のほうにあったと思うのですけれども、こっちのほうは逆にSCAP側に、これはMladekが来日する前の夏の段階だと思うのですけれども、要するに日本側としての外資導入に関するコンセンサスというのは、「各省庁間の争いが收拾つかないために、まとまらない」ということをSCAPに報告していきまして、たとえばRabinowitzの本の405ページなんですけれども、大蔵省が外資委員会の案に異論を唱えていると。どういう案かという、金利や配当の支払いに関する取り扱い、送金における取り扱いをめぐって異論を唱えていると。

あと、他に細かいものがいろいろあるんですけれども、大蔵省は外為委員会の立場についても反対を唱えていると。これは、とくに送金問題についてですね。それからあと、どちらかという外資委員会はこの史料を見ている限り、むしろ大蔵省をかなり批判しているような印象を受けるところがあるんです。だけど、これは昭和24年の夏から秋、Mladekが来る前の段階の話ですけれども、そうするとあんまり答えになってないですね。

ただ、外資委員会の覚書によると、昭和24年8月26日の段階で外資問題に関する政府の三つの省庁——大蔵省と、外為委員会と、経済安定本部だと思うのですけれども、送金問題ですごく揉めているわけですよ。円をドルに替えて、あるいは円をポンドに替えたりして外国に送金で

きる度合いについて三者間ですごく揉めていまして、少なくともコンセンサスが一つできました。マーシャル・プラン方式により、アメリカはヨーロッパの国々に対してこの時点で何を行っていたかという、要するにマーシャル・プランが適用されている地域に投資をしたアメリカの投資家たちが、本国へ送金ができるようにアメリカ政府がそれを保障するというんですね。その保障を日本に対しても適用できないかということも打診しているんですよ。

これは、日本側の外資委員会がSCAPに対して、おそらくこれは昭和24年8月の終わりが9月の頭だと思えるんですけども。要するに深刻な外貨不足ですから、その運用をめぐって——これは権限争いでもあると同時に、送金の度合いですよ。それをどの程度許すかということで、かなり激論が交わされたんじゃないかなと。これは推察ですから、外資委員会での議論の史料を私、読んでいませんので。ですから……。

伊藤 その場合、「投資に対する」とおっしゃいましたけれども、新たな投資が行われたわけですか。それとも戦前の日本に対する投資とか、あるいは借款に対する利金ですね。そういうもののことを言っているのですか。

井口 一つはその問題があると思います。戦前からの投資に対して、凍結されていますので。それが一つありますし、もう一つは今後新たに。要するにマッカーサーの意向は、ドッジラインが行われる中において年末までに日本の貿易を自由化しようということですので、その流れから考えますと、今までの戦前からの投資に関する話もありましょうが、それと同時に今後の投資により得た収益の本国送金のあり方に関して、日本国内でかなり揉めていたと。官僚レベルにおいてですね。

伊藤 現実に日本に投資が来るかどうかわからないというのにね。僕、渡辺さんのオーラルをやったんですけども、それは投資の呼び水として、「向こうの投資を呼ぶためにいちばん大事なことは、日本の過去に凍結した資産の利子などを払うことだということで、全部払ったんだ」ということを非常に強調しておられたんですね。ですから、何かそのことのほうが重みがあるんじゃないかなと。それから投資するといったって、日本に見込みがあまりないじゃないですか。

井口 まず、その実績をつくらないと。

伊藤 結局、投資というよりも借款を取るとかいう形でないと、実際に現実にはスタートしないんじゃないかと思うんですね。

井口 日本国政府内において、あるいは民間レベルにおいても外資といってもいろんな形態がございますので、民間の直接投資を主体にと考えているのは少数派であって、むしろ多数派は借款などのマーシャル・プラン方式の、要するにアメリカの政府のバックアップを受けて、保障を受けた形での外資の供与をいちばん望んでいたことは間違いないと思いますね。ただ、それでも過去のものに関する送金なのか、今後できるものに対する送金なのか、それに関する議論においては、おそらく省庁によって発想が違ったのかもしれませんがね。

吉田首相は、なるべくいろいろ、要するに海外から投資を募りたいという発想でした。それに関して、先ほどのタバコ産業の自由化に関する吉田首相の見解をめぐって英米のタバコ会社と吉田首相との会談のセットアップを木内はやっていますので、おそらく木内は吉田首相的な発想、

吉田首相のような発想をもっていたのではないかなと。

伊藤 これは、民間の投資ですね。

井口 民間の投資のほうです。ただ、実は外国為替管理委員会の委員長の権限になりますと、要するに木内はそう考えていたとしても、それが外国為替管理委員会の総意だったかということ、またこれは別次元の話かもしれません。そこで出てくる問題としては、外国為替管理委員会における委員長の位置づけというものを、私自身解明しなければいけないなと思って、あるいは既に解明されていたら教えていただきたいんですが、要するに委員長の権限ですよ。たとえば人事権とかで、自分の意向にそぐわないものは首にするか、あるいはどこかに移すとか、そういう権限を持っていたのか。水面下ではそういうことはできたかもしれませんが、ただ制度上そういう権限を明確に与えられていたのか。要は、木内さん自身の外為委員会内における政治力がどれぐらいのものであったのか。政治的権限ですね。あるいは行政的な……。

伊藤 あるいは明示的に、設置法においてどういうふうな権限を与えられているかということですね。

井口 ええ。

伊藤 つまり、任免権者が誰であるのか。個々の委員、あるいは委員長の任免権ですね。

井口 ええ。

伊藤 さっき、内閣の外局とおっしゃいましたか。

井口 ええ、外為設置法に関する議事録の、そういうふうに書いてありますね。

伊藤 そうすると、やっぱり総理大臣に任免権があるわけですね。委員長ないし委員も。あるいは、委員の任免権は委員長にあるのか。

井口 そうですね……。

伊藤 やっぱり外為設置法を読まないと、何とも言いようがないんじゃないですか。

井口 それで、吉田首相との人間関係は極めてよかったわけですね。

伊藤 まあ、そうみたいです。

井口 あとは、ただ……。それから、そもそも牛場（信彦）さんを事務局長に据えることに成功したのも、木内氏の回顧談によりますと、吉田氏に「これでいいか」と言ったら、「あなたの意向を尊重するから」ということで、いわゆるページにあって牛場氏に関して、敢えて吉田首相自身、目くじらをたてなかったというのは、それだけ木内氏に対する信任が厚かったのかなと。

ただ、確か別紙のほうに紹介してある木内証言で、「誰かから依頼を受けて事務局長に据えた」と書いてあるんですけども、あれは誰なのかなとふと思ったんです。ひょっとしたら白洲次郎かなとも思ったんですけども。白洲自身、牛場さんがページにあってかなり気の毒に、同情的に思っていたという話をどこかで読んだ記憶があるんですけども。だから、そういった意味では。あと、白洲次郎は貿易庁長官をしていましたよね。そういった意味では、木内氏の外国為替管理委員会との時期的な連携というのはどうだったのかなと、ふと思ったりしたこともあります。ただ、白洲がいつ貿易庁長官だったのかというのは。

伊藤 そもそも木内が外為の委員長になった、あるいは大蔵の渉外部長になったというのは、渋

沢（敬三）蔵相の縁ですよ。

井口 外国為替管理委員長？

伊藤 もそうだと思います。ですから、渋沢の系列を考えないとしようがない。

井口 渋沢さんと牛場さんというのは、ひょっとしたら渋沢さんが依頼したという説は？

伊藤 それもあり得るのではないかなと、僕は思ったんですけど。僕は、外為の問題はまったく無知なのですが、つまりこの外為委員会ができて外資法や外為法ができるまで、GHQが直轄でやっていたわけですか。

井口 ええ、外資・外為に関しては直轄で、外為法が施行されたことにより、それまで日本の貿易関係の外国為替の決済や手続きの管轄事項のほとんどを、総司令部は日本国政府に委譲した。元に戻したということのようですね。

伊藤 だけど、全体として占領行政であることは変わらないわけですから、いわゆる間接統治になったということだと思うんですけども、一時、外為で何か決めても、それは即何かの決定になるわけではなくて、やっぱりGHQにオーケーをとらなければならないという感じの組織なんでしょう。

井口 先生のおっしゃる通りで、議事録のほうを見ていると、やはり外国為替管理委員会の関係の話で経済科学局のAllison氏にいろいろ照会したりしておりますし、GHQ委員会の了承をとりつけて推進しているという、その構図は変わっていません。

伊藤 ですから、それは直轄でやった時と外為委員会ができた時で、どういうふうに変ったのかしらねと。

井口 ですから、従来よりは直接、政策面において日本側がいろいろ策定しやすいような状況になったのではないかと。ただ、それを形式的なものであると見るのか、実質的なものであるのかということに関しまして、私自身もまだちょっと断言できない状況です。判断がつきにくいところはあります。

一応、法律はそういうふう策定されたものの、運用面においては引続き日本国政府以外に総司令部という、いわば超法規的な存在がいる以上は、たとえば日本国内の貿易業者側からすれば、どっちに目を向ければいいのかという課題は。法律はできても、要するにGHQを介して貿易を推進するのか、日本国政府を……。結局、最終的には二股ということにはなるとも思うんですけども、しかしながらそういう状況に直面している日本の企業というのは、まだ間接統治の統治形態がまだ維持される中において、日本国政府のほうに従来よりは権限が戻ったとしても、引続き総司令部という存在は無視できないという、そういうジレンマは抱えていたと思います。

伊藤 ですから、輸出入業者にとって考えてみた場合に、要するにGHQにアプローチすることが非常に意味があるのか、外為委員会にアプローチすることが意味があるのか。実質的には、いろんなコネを使ってGHQにアプローチしたほうが近いという状態なのか、それとももうある程度、そこは専門の人もおらず、結局日本側に投げかけられたという形なのか。だって、今までそれを扱っていた人がいるわけでしょう、現実には。それは、まったくの素人がやっていたわけじゃない。

井口 GHQのほうにですね。Rabinowitzの本は、どちらかというと「日本にかなり移した」という書き方ではあって、それ以降は、「日本のとくに官僚が、いわば持ち逃げした」という書き方なので、これはどうかというところはあるんですけども。

ただ、Rabinowitzの見解を非常に簡単に言ってしまうと、いわゆるGHQから日本政府への丸投げ説ですか。日本国政府への丸投げ説で、その中で丸投げされた段階で主導権を握ったのは日本の官僚であると。経済科学局の中でもごく少数しか、この外資問題とか外為問題にタッチしてなくて、マンパワーの点でかなり不足していたのではないかという印象は、Rabinowitzの本を読んで感じるころはあります。

端的に言うと、マーカットとフレイン・ベーカー、あるいはAllison、ここら辺が中心で、あとは一部グレゴリーとかいますけれども、ごく少数なんですよ。マンパワー的にこの外為問題というのは、SCAP内においてどんどん追いつかないような状況になって来ているかなと、そういう印象を受けるところがありますが、しかしながら拒否権というのは総司令部内に持っていると思うんですよ。日本国政府がどういうふうに向こうが、いろいろ待たはかけられますので。とすると、それは引続き重要な要素なのかどうかというのは、そこは見解が分かれてしまうところがあります。しかしながら結局、朝鮮戦争という、また非常事態になっちゃうので、そうしますと仮にこの運用面というのは、SCAPも日本も規制をせざるを得ないことになっちゃうたのではないかなという気がします。

伊藤 規制をするんですか。

井口 外為や外資に関する。法的には、非常に規制色の強い運用にならざるを得なくなったのかなと。

伊藤 でも、ドルなんかはどんどん入ってくるわけでしょう。

井口 はい、入って来ますね。要するに、軍需関係でPLなどを通じて。

伊藤 どんどん入ってくるわけですね。

井口 はい、入ってきます。入って来ますが、ただそれは投資というよりは、援助金みたいなものです。

伊藤 まあ、そうですね。

井口 そうすると日本にとっては、これは送金の問題ではなくて済みますので、シナリオ的にはいちばん厄介じゃない問題じゃないかなと思われま。

伊藤 だけどよく言われているのは、これで新しい機械を買ったり、原材料を買ったりということで生産復興ができるという感じでしょう。その時に締めていたというのですか。

井口 ですから、ドルというのは結局アメリカ政府からの経済援助で、それは投資でも何でもないので、日本国政府が援助金に関する……確かに融資でもないわけですね、あれは。

伊藤 たとえば兵器なんかの修理の代金であったり、いろいろな形でありますよね。それから軍需物資を売っていますから、その売上代金とか。

井口 ただそれは、必要な物資をアメリカに提供するという事は、日本側からの輸出という形になりましようから。

伊藤 日本国内で調達しても、そうですか。

井口 日本国内で調達した場合は、それをドルで決済するのか、円で決済するのかという問題があります。ただ、いずれにしろ日本にとってそれは外貨の稼ぎにはなりませんよね。

伊藤 そうですよ。

井口 ですから、その限りにおいては日本国政府側の誰もが、保護主義色が強い人であろうが、相対的にそうでない人であろうが、それはおそらくみんな歓迎しますが、問題は、今度必要な物資を購入する時は、それで外貨がずいぶんあれば、それに関してはとくに誰も論争しないとは思いますが。投資活動に関しては見解が分かれて来たけど、経済的な援助金に関しては日本国政府内の誰しものが、むしろ異論は唱えなかったんじゃないかなという気がするんです。

伊藤 でも、ドル勘定があって、ドルがどんどんたまっていくわけじゃないですか。そのたまったドルをもし円にしちゃえば、インフレになりますよね。

井口 ただ、円にはおそらく。日本国政府内は、それを今度、必要な他の物資を購入するために産業発展させるわけで。

伊藤 だから、そのために外国への支払いに当てるわけでしょう。そうしたら、うまく回っていくわけですね。

井口 その分、回っていきます。ですから、円転とか円からドルとか、為替を変える必要はないという点で。ですから、おそらく別勘定で管理していたのではないかなと。ただ、外国為替管理委員会の管轄の問題ともまた関係してくると思うんです。要するに、PLとかアメリカ政府が提供した軍需物資絡みの経済援助の資金の勘定を外国為替管理委員会が管轄していたかどうかというのは、僕自身ちょっと調べてないので、宿題になるんじゃないかなという気がします。議事録のほうでそういうことが、今後とくに51年以降の段階で出てくるのかどうか。

伊藤 やっぱり基本的に、輸出入の問題なんですか。

井口 外国為替管理委員会のほうは、基本的に輸出入の問題であり、それと同時に投資されたものの収益を国外へ送金する雑送金の問題でもあったと思うんですが、ただ経済援助にまつわるその扱いに関しては、外国為替管理委員会がどの程度タッチしていたかというのは、ちょっとわからない状況です。

伊藤 しかし、援助の場合にドルで援助があった場合に、そのドルは別に直接、日本国内に流通するわけではなくて、政府が管理して？

井口 政府が管理して。

伊藤 それに見合う円を渡すわけでしょう？

井口 いや、円にしなくても、要するにその業者が産業政策の一環として、そのドルを割り当てることになると思うんです。ですから、その援助額で日本の今後、とくに通産省がおそらくその援助の外貨を必要とする、ドルを必要とする産業に割り振りをしていく政策を推進したのではないかなと思うんですが。

ただ、ウィリアム・ボーデンの『パシフィック・アライアンス』という本が、アメリカが提供したPLなどの経済援助問題に関して詳述しているのですが、日本国内でどういう勘定で扱った

のかどうかというのは、ちょっと書いていたかどうか記憶してないんですが、もう一回調べてみたいと思います。いちばんPLに関する身近な本としては、それを思い浮かぶんですけど。日本の省庁が、おそらく大蔵と通産がそこで資金の配分とか、いろいろ管理していたのではないかなと思うんですけども。

伊藤 アメリカの軍人なんかはバーなんかで飲む時には、何を使っていたんですか。

井口 当時ですか。それはドルだったり、軍票だったと思います。これに関しては、それをまた円にできるかどうかというのは、ちょっといま記憶が失念しましたが、運用上バーで使ったお金に関しては……。ただ、これは外国為替管理とか、輸出入の問題ではないので、外国為替の委員会がそれに関与するのか……。ただ、当時、日本国内でドルが流通していたと思うんですが、そのドルを得た業者というのは……。

伊藤 それは、闇ドルと言われていたわけですよ。

井口 課税申告とかあれで非常に流通性が高いですから、みんなドルを持てるのだったら、そっちのほうはいろいろ経済的にはうまい話につながるわけですよ。

伊藤 そうですね。

井口 通貨価値が高いですから。

伊藤 円がどんどん弱くなってきますから。だから、ドルを持っていれば投資の機会になるわけですね。だけど、闇ドルなんていって取り締まったりしているわけですよ。

井口 ええ。ただ、これは外国為替管理委員会の管轄なのかどうか。きっと税金の問題と関係してくると思いますので、そうすると大蔵省の主税局や、国税庁のほうの。この事件に、国税庁は……。

伊藤 そっちのほうになるのかなあ。日本国政府が持っているドルやポンドは、実際にはどこが持っているわけですか。日本銀行ですか。

井口 勘定ですか。おそらく勘定自体は日銀の中で管理されているのではないかなと思うんです。ただ、ちょっとそれに関しまして、外国為替管理委員会の口座というのは、少なくとも議事録にはそういうふうには出てないんですね。「日銀を経由して」というのは議事録には出ていますけれども、ただ日本国政府が管理する……日本国政府の外国為替の口座は、おそらく日銀だったのではないかなと思うんですけど。

伊藤 それは、ただ保管を頼んでいるというのではなくて、運用しなければならないでしょう。

井口 それで議事録のほうには、外国為替管理委員会が外貨の余裕資金に関しては方針決定できるんです、どこに運用するか。その関係で、この議事録のほうにも出ていますのは、シティバンクとか、ナショナル・シティ銀行とか、あるいはチェース・マンハッタン銀行にそういう取引関係ですね。いわゆる定期預金（短期デポジット）のアカウントを比較的自由に開設できる、そういう取引関係が成立しております。

ですから、要するに日銀と外為委員会のどっちに口座があるか。ただ、おそらく銀行でありながら銀行のような機能を果たしている外為委員会にそういう口座があったかどうかというのは、ちょっと。むしろ銀行法のことを考えると、やっぱり実際は日銀のほうにあって、ただそれを日

銀ががちり管理していたのか、外為委員会がそこはかなり口出しできるのかという話で、少なくとも外為委員会の発想としてはかなり口出しできるように持っていこうということだったと思うんですが。

伊藤 短期証券でも何でも、とにかく投資しなければ無意味なわけだから。

井口 手数料をまけてくれとか交渉はしています、議事録のほうで。銀行によって、シティバンクとナショナル・シティ銀行は横並びの料金体系かと思ったらそうではなくて、片方が結構高かったの、どっちが高かったのか記憶は……。議事録を読んでいますと、結局は交渉して、もう片方の安いほう並みの運用までこぎつけることに、そういう条件の改善に成功したという記述があります。

伊藤 つまり、エクステンジの手数料ですか。

井口 そうです。金利のほうは、どういう金利レートでやるかというのは書いていませんけれども、貿易手形の決済にまつわる手数料体系が、銀行によってちょっと違っていて、それを実質的にだいたい同じところまで押し込む。ただ、条件がまったく画一的ではないですね。やっぱり若干、差があります。

伊藤 この段階では、貿易は日本は東南アジアの国ともやっているわけですかね。

井口 そうですね。一応、外為委員会の中には管轄する地域別に一応できてはいるんですけども、スターリング・ポンド圏との取引に関する言及はあるんですが、東南アジアとの取引関係の記述はないといってもいいと思います。少なくともこの4月から7月にかけては。

ただ、綿花との関係では、エジプト綿の輸入に関する言及はありますけれども、インド銀行と——確かバンク・オブ・インディアだったと思いますが、そこの取引関係を開設したと。東京代表がありまして、ただインディアといってもおそらくロンドンに本店を構えていると思いますので、そこの支配人が日本に誰か支配人を送り込んで、そこの口座のやりとりの関係はつくるようになったと、そういう記述はございます。

伊藤 この外為委員会が独立後、大蔵省の為替局になるでしょう。そのときに、為替局が……外資局といったかな。

井口 為替局です。

伊藤 いま、小田村四郎さんのオーラルをやっていて、そこで国別の勘定があつて、たとえばインドネシアなんか現実には売上代金は入って来てないわけです。だけど、売ったから黒字になっているんですね。

井口 なるほど。

伊藤 現実には、お金はない。

井口 決済されてない、向こうが払ってないわけですね。統計上は。

伊藤 そうそう。これは構わない。いずれ賠償で……。

井口 決済するから（笑）。そうすると、日本の貿易収支はそれに関しては改善していると新聞で報道していても、実際は……。すごいな。

伊藤 実際に賠償を払うことによって云々という話がありまして、やっぱり木内さんはこの後、

賠償問題に関わっていくじゃないですか。

井口 ああ。

伊藤 そういう関連があるのかなと思ったんですけどね。

井口 しかも、銀行の日本国政府と相手方の口座の取引関係については、実質的に横浜正金銀行のような機能を外為委員会が果たすようなことを、木内さんは意図していたんじゃないかなというような気もするんですけど。

伊藤 僕、ちょっと記憶がなくなっているけど、要するに日本に為替銀行はないわけでしょう。

井口 東銀とか、記述はちょっと出てはいますけれども。

伊藤 いや、東銀は一般銀行になったじゃないですか。

井口 そうです。しかも、外国為替を取り扱えるとかいっても、実質的にはそんな業務はできませんから、他行も含めて。

伊藤 だから、外国為替を扱うということは、一般銀行というのにはあり得ないんでしょう、普通にいったら。

井口 専門的には。

伊藤 専門的でなくても。

井口 この時点においてはそうですね。

伊藤 ですから、アメリカにそういうものがないと、日本も関わった銀行がないと困るというので、ですから東京銀行とかアメリカの銀行とかを入れてアメリカ法人をつくったと。それが為替銀行だということを、回想の中で喋っているんですね。それは、ちょっと後の話になります。

井口 それは、日米通商航海条約が締結された後で。

伊藤 もちろん、そうです。だから、東銀が為替銀行になるのはいつごろか知りませんが。

井口 ただ、為替銀行という言葉は、「東銀をはじめとする為替銀行」というのは、議事録で言っています。

伊藤 そう言っているんですか。

井口 言っています。ただ、実態を伴っているかどうか。本当に為替銀行といってもいろいろな定義ができると思いますので、何ををもって為替銀行なのか、ちょっと僕自身、調べたいと思いますが。

伊藤 外為の場合、要するに外資全体をカバーしているのかと思ったら、必ずしもそうではないんですかね。たとえば日本からアメリカに行く場合に、GHQの許可が要るわけですけども、ドルを持ち出すわけでしょう。

井口 旅費に関しては、どうも外為委員会の管轄事項で、「日本のビジネスマンが海外である程度ちゃんとビジネスできるように、必要な宿とか確保できるぐらいのお金はちゃんと出すようにしよう」という、そういう決定は為替管理委員会の中でそういう記述はあります。さもないと、せっかく日本のビジネスマンが国際市場において復活したにもかかわらず、旅費や宿代もままならなかったら、結局商談にもつながりませんから話にならないので、旅費に関しては優先順位の高いような扱いで、ある程度出そうという発想みたいですね。

伊藤 ということは、必ずしも輸出入にだけ限定されているというわけではないようですね。

井口 運用上、そうですね。ですから、雑送金、輸出入以外に、「旅費の件」というところが出ております。これはどこだったかな、ちょっと今……。要するに、海外で商業活動をする上で。

伊藤 僕ばかり喋って、申しわけない。皆さんどうぞご質問ください。

村井 一つだけよろしいですか。先ほどの河野さんのご質問とほとんど同じかもしれませんが、私ちょっと興味があるのが、外為委というのがどういう権限か私も勉強不足で知らないんですが、吉田の意図が外為を安本に設置するのか、総理府に設置するのか、どちらが吉田の意図が貫徹するのかというのが非常に気になりました。

安本というのは、少なくとも第一次吉田内閣からの、吉田の安本のとらえ方というのは三つありまして、第一がGHQとの連絡機関で、経済マターに関しては終戦連絡中央事務局から分離独立するという考え方ですね。

第二は、実は強固な権限を持った独立機関ではなくて、挙国一致的に、たとえばその時安定会議とか、顧問会議と呼んでいましたけれども、それをどう取り込んでいくかと。逆に権限を持たせてしまったら困るわけで、そうなると大蔵省、商工省は安本の設置に賛成しないということになる。

三点目が、ただしGHQが日本の内閣、総理をバイパスするかのようになんか安本長官に独立権限を持たせて、総理大臣にタッチできないようにしようとして阻止するんですね。つまり、安本長官はいるけれども、安本の総裁は首相であって首相が命令権限を持つ。吉田はそれを守ること成功して、後に吉田が政権に復活して中道連立を復活したときに、行政機構刷新審議会で安本廃止論が非常に強く出て、つまり「あんな統制経済官庁は潰してしまえ。自由経済体制だ」と。

ところが、吉田は安本をかばうわけです。権限縮小はするけれども、かばう。彼が言ったことには、「安本は受入れ体制をつくるつもりでつくったのだ」と。それは、多くの官庁と、労組と、社会党を丸め込むための道具だった。ところが、片山内閣になって、公団とか、経済調査庁とかポコポコ出てきてしまって、あてがはずれたという話なのですね。結局、吉田は結論が出ずに、行政機構刷新審議会では安本は暫定的に存続にはなるわけですね。ちょうどその頃に外為委が出てきて、きょうの渡辺日記を読むと、安本に置くケースもあると。

井口 ええ。

村井 つまり、計画は安本の下でやらせて、実施は大蔵省に一部やらせればよいと。ところが総理直属になったという、この分かれ目がどこだったか。というのは、もちろん外為委の権限がどうなのか。つまり、安本もある意味、行政委員会の先取りをしているようなところですから、しかし明治憲法体制下に出てきたから、大統領制と戦時の企画院みたいな構成がごっちゃになっていて、それを法制局の佐藤達夫みたいなのが「新憲法に合わない」といって、非常に批判するわけなんですけれども。

きょうは、もう結論は出ないでしょうけれども、これは今後、もしわかることがあったら。やっぱり吉田の意図が通じるか、通じないか、きょうの大きなテーマというのが、つまり吉田というのは自由開放経済体制みたいなのをやっていったんだけど、外為法がいつの間にか換骨奪

胎されて別のものになってしまった。この分かれ目が、もし非常にドメスティックな権限と所管争いの所産として生まれてきたのであれば、一つ非常に面白いなと思って。すみません、質問というより、もし分かることがあれば教えていただきたいと思います。

井口 ぜひ今後いろいろ調べていきたいと思いますが、第三委員会的に持って行って、しかも総司令部はどうも渡辺武に対して、総司令部の意向を反映するような委員会がほしいということをおっしゃっています。それは『渡辺武日記』における、渡辺武の勝手な解釈の可能性もあるかもしれませんが、仮にそうでなかったとするならば、やはり既存の官庁のしがらみから離れた別個の組織を、少なくとも総司令部側は欲しいと。

それに対して、今度ドッジラインなどを踏まえて、開放自由貿易体制的なものを推進しようとした吉田も、「それだったら、これは別途設けたほうがいいかな」と。ただ、そうすると通産省の位置づけは一体どうなるのかな、というところもありますし、あと既存の経済安定本部や、大蔵省の位置づけですけれども、それらに関して吉田がどう考えていたのかというのも、私自身ちょっといろいろ調べていければと思っております。

あと、総司令部の動向分析をもうちょっとできるように史料を探して、既存の持っている史料を読みながら、ちょっと読み解いていければなと思っております。

佐道 だいぶ議論が出てきたところではありますが、予定の時間をオーバーしていますので、よろしければ一応このぐらいで終わらせていただきます。きょうは、どうもありがとうございました。

(終了)